

東大阪市動画制作等業務に係る公募型プロポーザル募集要領

令和8年5月25日

東大阪市

目次

1	趣旨	1
2	業務の概要	1
3	参加要件	1
4	スケジュール	2
5	参加申込	2
6	質疑応答	3
7	提案書の提出	3
8	プレゼンテーション	4
9	評価基準及び選考結果の通知	5
10	参加申込者の失格に関する事項	5
11	契約	6
12	その他	6
13	担当課	6

東大阪市動画制作等業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 趣旨

本要領は、東大阪市の施策PR動画を制作するにあたり、最も優れた企画力、技術力、実施体制及び実績をもった事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

東大阪市動画制作等業務

(2) 業務の目的及び内容

別紙仕様書のとおり

(3) 業務の契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 委託金額の上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税等を含む）

- ・ 提案内容に関わらず、この上限価格を超える提案は受け付けないこととする。また、この金額は契約額を示すものではない。
- ・ 提案内容及び提案価格は、各社がそれぞれ構築可能で実現性を伴う提案であることとし、契約に必要な正式な見積書は、優先交渉事業者との交渉後に改めて提出を依頼することとする。ただし、今後の打合せにおいて生ずる経費は、今回提案した見積金額を本事業の上限として全ての対応を行うものとする。
- ・ 今回提案した見積金額は、選定上の価格評価に使用する。

3 参加要件

本業務の提案に参加を希望する者は、次の参加要件を全て満たすものとする。

- (1) 東大阪市財務規則（以下、「規則」という。）第86条及び第88条に基づく令和6・7・8年度入札参加有資格者名簿に登載されている者。
- (2) 地方自治体や法人等から本業務と同等以上または類似した業務を委託され、履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て中又は更生手続中でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て中又は再生

- 手続き中でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申立て又は破産手続き開始決定がされていないこと。
- (7) 東大阪市入札参加停止要綱に基づく、入札参加停止措置を受けていないこと。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）と密接な関係がないこと。

4 スケジュール

項番	内容	日時
1	ウェブサイトへの掲載	令和8年5月25日（月）
2	質問受付期限	令和8年6月8日（月）
3	質問への回答公表期限	令和8年6月12日（金）
4	参加意思表明書の受付期限	郵送：令和8年6月18日（木）消印有効 持参：令和8年6月19日（金）
5	提案書提出期限	郵送：令和8年6月29日（月）消印有効 持参：令和8年6月30日（火）
6	プレゼンテーション	令和8年7月8日（水）※予備日7月9日（木）
7	優先交渉事業者決定通知	令和8年7月中旬
8	業務委託契約締結	令和8年7月下旬

5 参加申込

(1) 提出書類

- ①様式第1号「参加意思表明書」
②様式第2号「誓約書」 ※参加要件等に関する誓約

(2) 受付期限

郵送：令和8年6月18日（木）消印有効
持参：令和8年6月19日（金）

※持参の場合、平日の9時から17時30分までの間に持参すること。

（ただし、12時から12時45分の間を除く）

(3) 提出先

東大阪州市長公室広報広聴室広報課（市役所本庁舎10階）

(4) 辞退

参加意思表明書提出後に提案を辞退する場合は、速やかに様式第8号「辞退届」を郵送または持参により提出すること。

6 質疑応答

(1) 質問の提出方法

様式第7号「質問書」に必要事項を記入の上、件名を「東大阪市動画制作等業務に係る質問書」とし、広報課メールアドレス(koho@city.higashiosaka.lg.jp)宛に電子メールにて提出すること。

なお、電話、FAX及び口頭による本市職員への質問並びに個別のヒアリングは厳禁とする。

(2) 受付期限

令和8年6月8日(月) 17時30分まで

(3) 回答方法

令和8年6月12日(金)までに市ウェブサイトにて回答を公表するものとする。

7 提案書の提出

提案を行おうとする者は、次の①～⑤の書類を提出すること。

(1) 提出書類

①提案書

A4両面印刷とし、ページ番号を付すこと。なお、提案書の構成は、別添「評価基準」に定める評価項目のうち「業務体制」、「企画提案」、「技術力」について評価できるように任意の様式で作成すること。なお、提案内容は「東大阪市動画制作等業務仕様書」を満たすものであること。

②様式第3号「事業者概要書」

③様式第4号「協力事業者概要調書」

④様式第5号「業務実績調書」

他の地方自治体や法人等から委託された本業務と同等以上または類似した業務での契約実績を、契約期間が直近のものから順に記入すること。なお、同等や類似とは、子育て関連事業等その他発注者の施策や事業をPRしたものとする。

業務ごとに契約書等の契約実績がわかるものを添付すること。

⑤様式第6号「見積書」及び見積内訳書

見積内訳書について、任意の様式にて別途提出すること。”一式”など一括金額を計上する記載方法とせず、「企画費用」、「撮影費用」、「編集費用」、「広告費用」、「成果報告経費」など業務内容ごとに分けて積算内訳を記載すること。なお、広告費用については「東大阪市動画制作等業務仕様書」の「3 内容(3)」に記載の再生回数を

達成するために必要な経費を見積書に含めること。

見積書および見積内訳書の作成にあたっては、「2 業務の概要(4)」に示す委託金額の上限額を踏まえること。

(2) 提出部数

○正本（代表者印が押印された紙原本）：1部

○副本（社名が記載されていない紙原本）：7部

提出する副本については、本文はもとより、資料を含め、社名は隠すこと。また、社名が容易に推察されるような、ロゴや商品名、あるいは問合せ先の電話番号等の記載についても伏せること。

○電子データ：CD-R 1枚

電子データの形式は、Microsoft 365 Apps for enterprise に含まれる以下のアプリケーション又はAdobe Acrobat Readerで表示及び印刷が可能なものとする。

- ・Microsoft PowerPoint
- ・Microsoft Word
- ・Microsoft Excel

(3) 提出期限

郵送：令和8年6月29日（月）消印有効

持参：令和8年6月30日（火）

※持参の場合、平日の9時から17時30分までの間に持参すること。

（ただし、12時から12時45分の間を除く）

(4) 提出先

東大阪市市長公室広報広聴室広報課

8 プレゼンテーション

(1) 実施日

令和8年7月8日（水）

※提案事業者が多数の場合は7月9日（木）と2日間に分けて実施する場合がある。

※時間は様式第1号「参加意思表明書」記載の担当者メールアドレス宛に別途連絡する。

(2) 実施場所

東大阪市役所本庁舎6階OAルーム

(3) 時間

以下の内訳で最大35分とする。

- ・プレゼンテーション（20分）
- ・質疑応答（15分）

(4) 留意事項

- ・当日の説明者は3名以内とする。
- ・プレゼンテーションでは、冒頭実績動画を用いた説明を行うこと。
- ・プレゼンテーションで説明する内容は、提案書において提示したものであること。
- ・本市からパソコンの貸与は行わないため、プレゼンテーションに使用するパソコンは事業者にて用意すること。なお、表示用ディスプレイ（HDMIケーブル接続）及び電源は本市にて用意する。

9 評価基準及び選考結果の通知

(1) 評価基準

別紙「令和8年度 東大阪市動画制作等業務 評価基準」にて定める。

(2) 選定方法等

市の設置する「東大阪市動画制作等業務選定委員会（以下、「委員会」という。）」において提案書等の内容の審査及び採点を行い、以下の通り優先交渉事業者の選定を行う。

- ① 別紙に基づき審査を実施し、総合得点（審査項目の全項目の合計点）が最高得点の者を優先交渉事業者として選定する。
- ② 総合得点が高得点の者が複数であった場合は、見積価格の低い者を優先交渉事業者とする。
- ③ 総合得点が高得点であり、かつ、見積価格が同額の者が複数であった場合は、委員会の合議により順位を決定する。
- ④ 総合得点の高得点の者が契約を締結しない場合、次点の者を優先交渉事業者とする。
- ⑤ 総合得点が100点中60点を超えない場合は失格とする。
- ⑥ 応募者が1社であっても選考を実施するが、総合得点が100点中60点を超えない場合は選定しない。

(3) 選考結果の通知

優先交渉事業者が決定した旨の通知は、様式第9号「結果通知書」をもって行う。同通知に係る連絡は、全ての提案事業者（辞退者を除く。）に対し、様式第1号「参加意思表明書」記載の担当者メールアドレス宛に行うものとする。

10 参加申込者の失格に関する事項

参加申込者は、以下のいずれかに該当した場合は、失格又は無効とする。

- (1) 提案書・見積書の提出期限に遅れがあった場合
- (2) 提出書類に不備がある場合
- (3) 様式第2号「誓約書」に記載する誓約事項に違反した場合
- (4) 本件に関して、本書に定める以外の方法により、本市職員に直接又は間接の連絡を求

めた場合

- (5) 提案書の見積書に関し、事業費上限額を超える金額を提案した場合
- (6) 契約締結までの間において、東大阪市入札参加停止要綱による入札参加停止となった場合
- (7) 契約締結までの間において、東大阪市公共工事等暴力団対策措置要綱による入札参加除外となった場合

1.1 契約

優先交渉事業者決定後、提案事業者による提案内容を基に本市と協議を行い、業務内容を確定した上で契約を締結する。なお、協議が整わない場合は次点の候補者と協議を行うものとする。

1.2 その他

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意思表明書の提出をもって、公募要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出された書類は、東大阪市情報公開条例に基づき情報公開の対象文書（個人情報及び事業者独自の提案等は非公開）となる。
- (7) 提案内容は契約を締結した際に提案者が責任をもって必ず履行できる内容とすること。履行できない場合は、債務不履行として契約の解除や委託料の減額等を行うことがある。
- (8) 本提案依頼に対して提出される全ての資料の所有権（著作権ではない。）は、本市に帰属するものとする。
- (9) 書類等の作成に使用する言語、通貨及び単位は日本語及び日本国通貨を使用すること。

1.3 担当課

東大阪市市長公室広報広聴室広報課 担当：八幡・吉川

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

電話：06-4309-3102 FAX：06-4309-3822

メールアドレス：koho@city.higashiosaka.lg.jp